

養護者による  
高齢者虐待対応マニュアル  
(関係機関用)

令和5年9月

玉名市



## 《目次》

### はじめに

1. 高齢者虐待防止法について	2
2. 養護者による高齢者虐待について	3
(1) 高齢者のとらえ方	3
(2) 養護者のとらえ方	3
(3) 高齢者虐待の類型	4
(4) 高齢者虐待の深刻度	5
(5) 高齢者虐待のリスク要因	6
(6) 通報義務について	7
3. 高齢者虐待の対応の流れ	8
(1) 通報・届出の受理	9
(2) 相談内容の共有と事実確認を行うための協議(情報共有会議)	9
(3) 訪問調査と情報収集(事実確認)	10
(4) コアメンバー会議	11
(5) 対応方針に沿った対応の実施	14
(6) モニタリング	15
(7) ケース会議	16
(8) 評価会議と終結	16

## はじめに

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)が平成18年4月1日に施行され、高齢者の虐待対応は市町村が第一義的責任を負って行うものとされています。

本市においても、高齢者の権利利益擁護のため、虐待対応の主体である高齢介護課と玉名市包括支援センター(委託型地域包括支援センター)がともにその対応に当たってきました。

これまででも、虐待の通報から対応、虐待終結後の支援に至る様々な場面の中で関係機関の協力を得ながら進めてきたところです。

一方で、高齢化率が年々上昇し、単独世帯や核家族世帯の割合が増加するなど家族の在り方が変化している中で、虐待事案や支援困難事案も増加する傾向にあります。このような中においても、高齢者の権利利益を擁護するため事案に対し迅速かつ円滑に対応に当たる必要があると考えており、そのためには、より一層の関係機関との連携強化が必要になると考えています。

そこで、今回、本市における虐待対応の流れを重点的に示した「養護者による高齢者虐待対応マニュアル(関係機関用)」を作成しました。

関係機関におかれましては、市における対応の流れや協力を必要とする場面等についてご一読の上、実務にご活用いただければ幸いです。

### 1. 高齢者虐待防止法について

平成18年4月1日に施行された法は、高齢者の権利利益を擁護することを目的としており、高齢者虐待対応にあたっては市町村が第一義的責任を負うものとしています。

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置や養護者に対する支援措置について重点的に規定されており、決して虐待を行った養護者を罰することを目的とした法律ではないことに留意が必要です。

また、高齢者虐待の定義や通報義務などを定めるだけでなく、福祉・医療関係者にも高齢者虐待の早期発見、虐待防止のための啓発活動及び高齢者の保護のための施策に協力するよう求めています。

## 2. 養護者による高齢者虐待について

### (1) 高齢者のとらえ方

「高齢者」とは、法では「65歳以上の者」と定義されています。(法第2条第1項)

また、介護保険法では地域支援事業の一つとして、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」(介護保険法第115条の45第2項第2号)の実施が、市町村に義務づけられています。第2号被保険者であっても虐待が疑われる場合は、高齢者虐待対応がなされません。

しかし、18歳以上65歳未満の在宅の障がい者に対する虐待は、障害者虐待防止法での対応が基本です。

### (2) 養護者のとらえ方

「養護者」とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」をいいます。(法第2条第2項)

具体的には、身近の世話を必要とする高齢者に対して、金銭や自宅の鍵の管理、食事の世話や介護等、何らかの世話をしている者が養護者に該当します。ここでいう身近の世話とは、単なる夫婦間での家事や役割分担とは異なります。

また、経済的虐待については、養護者に該当しない者であっても高齢者の親族であれば、虐待の主体となります。

※通報時には、虐待をしている疑いのある者が「養護者」であるかどうかは問いません。市が行う虐待の事実確認調査の中で、「養護者」であるかどうかの確認を行います。

#### ※セルフネグレクトについて

セルフネグレクトは、養護者から虐待を受けているわけではないため、法の対象とはなりません。

しかし、生命・身体に重大な危険が生じるおそれがある場合などには、法に準じて対応することがあります。

### (3) 高齢者虐待の種類

養護者による高齢者虐待とは、高齢者の権利利益が侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることをいい、「身体的虐待」「心理的虐待」「介護・世話の放任・放棄」「性的虐待」「経済的虐待」の5種類に分けられます。

#### ① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

〈具体例〉・平手打ちをする、物を投げつける

- ・高齢者を移動させる時に無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる
- ・身体を動かさないように拘束する、外から鍵をかけて閉じ込める

#### ② 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〈具体例〉・怒鳴る、ののしる、悪口を言う

- ・見下して子どものように扱う
- ・排泄の失敗や食べこぼしを嘲笑する、それを他者に話して恥をかかせる

#### ③ 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的、心理的、性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

〈具体例〉・徘徊や病気の状態を放置する

- ・水分や食事が十分に与えられず空腹状態が長時間継続している
- ・髪や爪が伸び放題である、衣服や寝具が汚れたままの状態が継続する
- ・同居人等が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する

**※養介護施設の管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠ることは、養介護施設従事者等による虐待(介護・世話の放棄・放任)にあたります。**

#### ④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

〈具体例〉・性行為を強要する、わいせつな映像や写真を見せる

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する

#### ⑤ 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

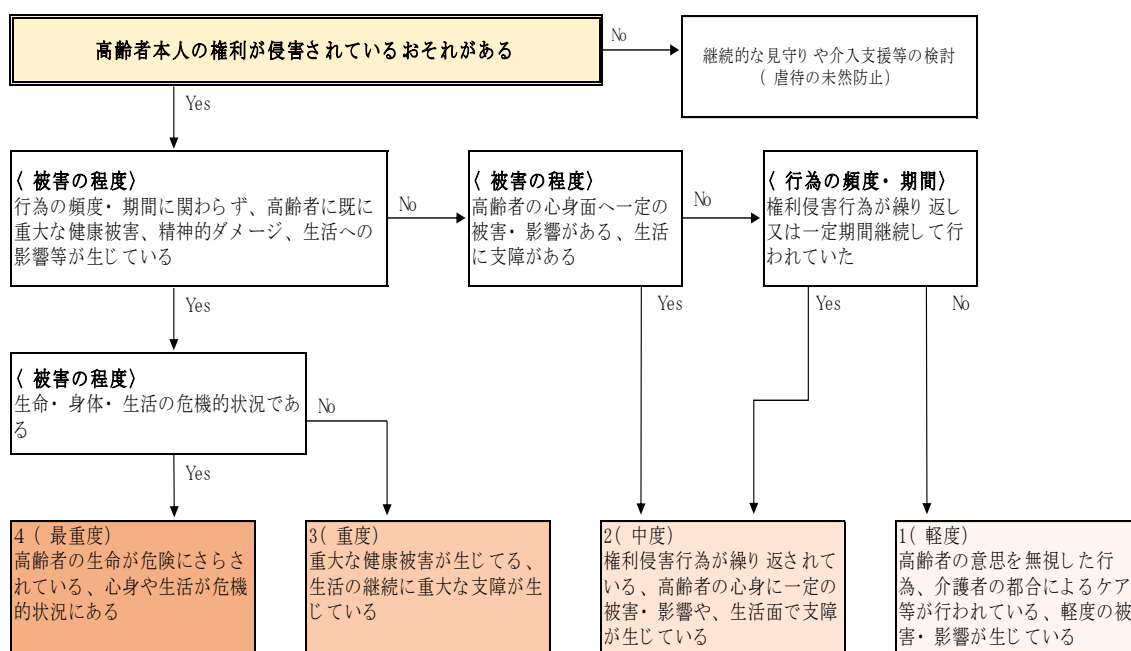
〈具体例〉・日常生活に必要な金銭を渡さない

- ・本人の年金を他の家族の生活費等にあてて本人の必要な支払いが滞る
- ・医療や介護サービスなどに必要な費用を支払わない

## (4) 高齢者虐待の深刻度

高齢者虐待対応においては、以下のフロー図を用いて虐待の深刻度を判断しています。

通報・届出を行うか迷う場合は、判断材料の一つとして、まず高齢者の権利が侵害されていないかに視点を置きます。高齢者と養護者それぞれに虐待の自覚があるかは問いません。**権利侵害のおそれ**がある場合は、早急に市又は玉名市包括支援センターに通報する必要があります。権利侵害のおそれがなくても、高齢者の置かれている状況や環境が不適切である場合や困難事例を抱え対応に苦慮している場合は、いつでもご相談ください。本当に虐待が行われているかを確認する必要はありません。



### 〈深刻度区分の例〉

	4 (最重度)	3 (重度)	2 (中度)	1 (軽度)
身体	生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為(重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さぶり、拘束、服薬等)	重大な健康被害(生命の危険はない程度)の骨折、裂傷、火傷等)	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返される	威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている(重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等)、戸外に放置等	健康問題が生じている(軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等)、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等	食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為(刃物等での脅し、自殺強要等)がある、高齢者本人から恐怖の訴え	暴言、威圧的な態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある
性的	望まない性行為、性感染症に至る等	アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影等	性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快を感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払いが滞ったり、必要なお金が使えなくなり、借金(債務)を負わされる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等	本人の了承なく、年金や預貯金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等を遣われる等

参照: 令和2年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書(令和3年3月、公益社団法人 日本社会福祉士会)

## (5) 高齢者虐待のリスク要因

高齢者虐待は、以下に示すような多様な要因が複雑に絡み合っ発生します。

高齢者だけでなく、養護者自身も虐待のリスク要因を抱えていることが多いため、虐待の解消および高齢者の権利擁護には養護者支援も重要とされています。

### 高齢者側の要因

- ・認知症の症状
- ・判断力の低下
- ・ADL(日常生活自立度)の低下
- ・障害(精神障害、高次脳機能障害、知的障害など)や疾病がある
- ・外部サービス利用に抵抗がある
- ・パワレス状態(無気力状態)
- ・養護者との依存関係
- ・過去からの養護者との人間関係の悪さ、希薄

### 養護者側の要因

- ・介護疲れや介護ストレス
- ・介護力の低下や不足
- ・障害や疾病
- ・精神状態が安定していない
- ・依存症(アルコールやギャンブルなど)
- ・理解力の不足や低下
- ・認知症に関する知識がない
- ・性格的な偏り
- ・介護の協力者がいない
- ・過去からの高齢者との人間関係の悪さ

### 家庭の要因

- ・経済的困窮、債務
- ・親族関係の悪さ、孤立
- ・家族の力関係の変化
- ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立

### その他の要因

- ・ケアサービスの不足
- ・ケアサービスのミスマッチ



## (6) 通報義務について

### ○国民の責務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、市町村への通報努力義務があり、特に高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村へ通報する義務が課されています。(法第7条)

また、通報だけでなく、高齢者虐待の防止や養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならないとされています。(法第4条)

#### 《通報先》

- ・玉名市高齢介護課 0968-75-1339
- ・玉名市包括支援センター 0968-71-0285

### ○保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません(法第5条第1項)。

さらに、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動や虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならないとされており(同条第2項)、特に、高齢者の生活に身近な関係者からの虐待調査協力や情報提供は、虐待対応を円滑に進め、一刻も早く虐待を解消させるために必要不可欠です。

### ○通報者の秘密保持

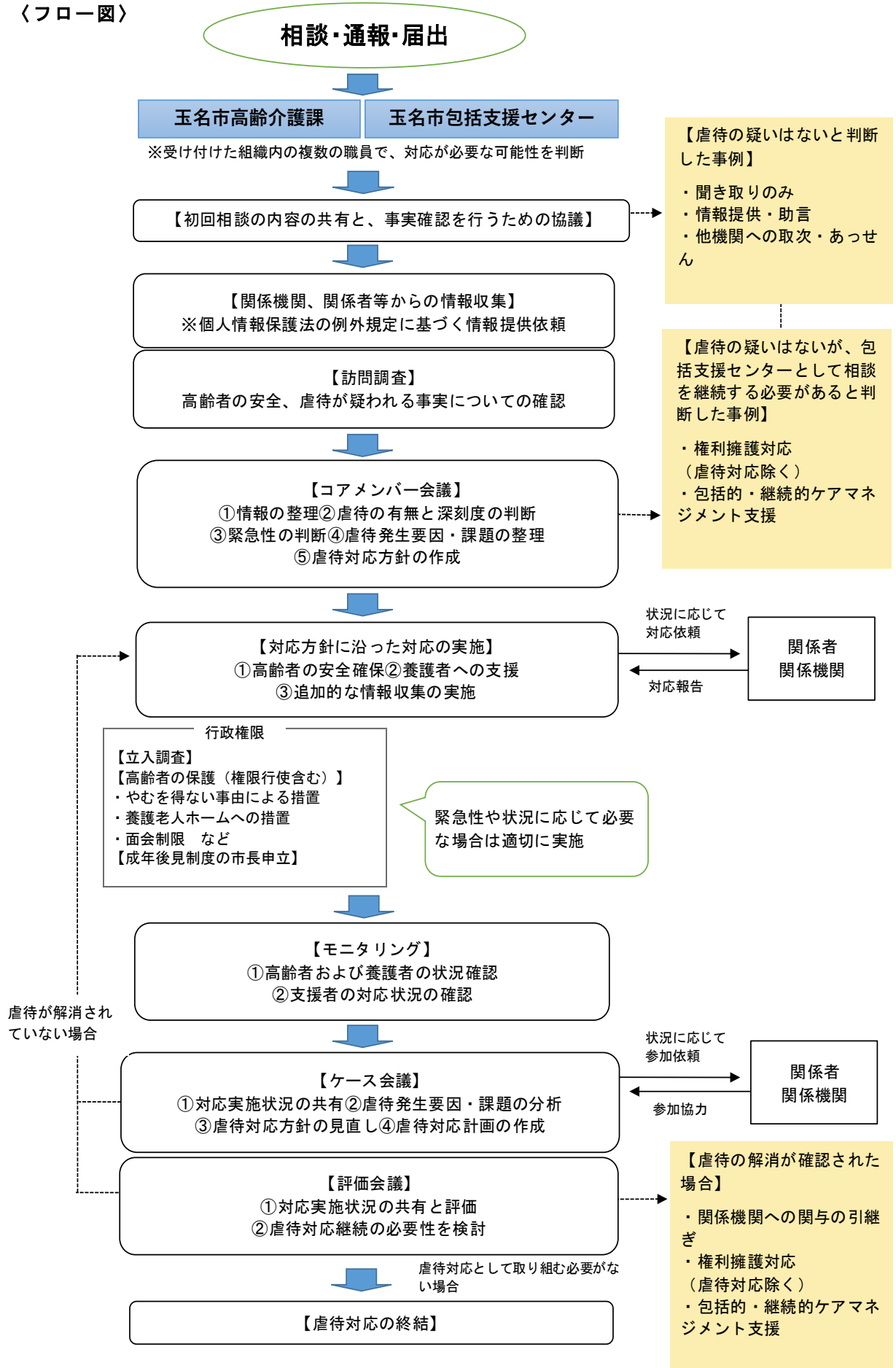
通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(法第8条)。

また、事務を委託された機関にも、同様に守秘義務が課されています。(法第17条第2項、第3項)

特に、通報者が通報又は届出をしたことを絶対に知られたくないという場合、高齢者と養護者への事実確認におけるアプローチ方法については慎重に協議を行います。

### 3. 高齢者虐待の対応の流れ

〈フロー図〉



## (1) 通報・届出の受理

市又は玉名市包括支援センターで高齢者虐待の通報・届出を受理します。

通報・届出受理後に受付表を作成し、事案に応じて虐待対応メンバー（高齢介護課と包括支援センターの職員各2名）を決め、情報共有会議開催のために日程調整を行います。

### 《 Point! 》

○高齢者の権利侵害が疑われる場合には、すぐに通報・届出を！

→通報義務、通報努力義務（法第7条）

○相談者が虐待通報の意図をもって相談していなくとも、相談内容によって高齢者の権利侵害の疑いがあると判断し、通報・届出として受理する場合があります。

→通報者を特定させるような情報を漏らすことはありません。（法第8条）

相談者、通報者にも配慮をしたうえで、高齢者虐待対応に当たります。

## (2) 相談内容の共有と事実確認を行うための協議（情報共有会議）

情報共有会議を開催し、高齢介護課担当係長および対応メンバーで通報内容を共有します。また、高齢者および養護者へいつ・どこで・どのようにアプローチして何を確認するのか、他機関から収集すべき情報は何かなど事実確認の方法を協議し、役割分担を行います。

### 《 Point! 》

○通報事案について、どの虐待類型の疑いがあるか、事実確認の調査時に気を付けることは何かなどについても、組織的に慎重に検討しています。

○情報共有会議の際に緊急性が高いと判断した場合は、より一層、対応を急ぎます。

### (3) 訪問調査と情報収集（事実確認）

事実確認のための情報収集、訪問調査では、情報共有会議での決定事項に基づき、対応メンバーが聞き取り調査を行います。聞き取り時に面談者の主観が混じらないよう、2人1組で客観的事実を確認します。

高齢者虐待の有無の判断や対応方針の決定などのために、必要に応じて関係機関からも情報収集を行います。この時、関係機関は個人情報保護法第27条の例外規定に基づいて、高齢者および養護者の情報を市町村に提供することになります。

市町村においては、個人情報保護法第69条に基づき提供された個人情報を保管および活用します。

#### 個人情報保護法の例外規定

##### （第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

##### 一 法令に基づく場合

→高齢者虐待防止法第9条第1項に基づく調査であり、該当する。

##### 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

→事実確認の目的は高齢者の生命・身体・財産に対する危険から救済することであり、該当する。

##### 三 略

##### 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

→市町村又は委託を受けた地域包括支援センターが高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから該当する。

以下、各号略

事実確認後は、調査で得た情報を記録表に入力し、コアメンバー会議開催のための日程調整を行います。

## 《 Point 》

○情報収集や訪問調査は、高齢者の権利利益が侵害されていないかの「客観的事実」を確認するため、市及び玉名市包括支援センターが複数人で役割分担をして行うものです。

○事実確認自体を関係者に依頼することはありませんが、高齢者や養護者の警戒心や不信感を取り除いて聞き取りをスムーズに進めるために、関係機関やケアマネジャーに同席を依頼することがあります。(法第5条第2項)

→高齢者や養護者との関係性の維持等が不安な場合等は、同席を断ることも可能です。

○高齢者や養護者へ「虐待」という言葉を使って訪問調査することはほとんどなく、別の理由をつけて訪問調査することが多くあります。市や玉名市包括支援センターが「虐待」の調査にあたっていることを、高齢者や養護者等に伝えないように、関係機関においては配慮をお願いします。

## (4) コアメンバー会議

コアメンバー（高齢介護課長、係長、包括支援センター長、対応メンバー）で会議を開き、事実確認で得た情報を共有したうえで、虐待の有無や深刻度、緊急性を組織的に判断します。

「虐待なし」と判断した場合は、対応事案の課題を整理し、課題に応じて権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援へ移行したり、関係機関窓口への引継ぎを行います。

「虐待あり」と判断した場合は、虐待発生の要因や課題を整理し、虐待解消に向けての対応方針を検討します。高齢者と養護者それぞれにどのような支援が必要か、虐待解消に向けて誰が、いつ、何を、どのように対応するか、関係機関（ケアマネジャー、介護施設、医療機関、警察など）へどのような協力依頼を行うかなどを事細かく明確に決め、役割分担を行います。

なかでも、高齢者に重篤な外傷や衰弱がみられたり、状況が切迫しており虐待の深刻度や緊急性が高い場合には、医療機関へつなぐ支援を行ったり、行政権限による「やむを得ない事由による措置」や「養護老人ホームへの措置」(原則として、本人の同意が必要)、「面会制限」等についてコアメンバーで判断し、即時対応できるよう段取りを決めます。

### 〈やむを得ない事由による措置〉

「やむを得ない事由」とは、事業者と契約を交わして介護サービスを利用することや、介護サービス利用の前提となる要介護認定の申請を期待できない場合のことを指しています。

上記の「やむを得ない事由」によって、介護保険サービスを利用することが著しく困難な 65 歳以上の高齢者に対して、市町村が職権により介護サービスを利用させることができるというのが「やむを得ない事由による措置」です。

虐待を受けている高齢者に対しても「やむを得ない事由による措置」が必要と判断した場合は、市町村が受け入れ可能な事業所を早急に探し、介護サービスの利用や入所の調整を行います。

措置の際に養護者の同意は必要としませんが、高齢者の同意は事実上必要です。しかし、高齢者の判断能力が不十分な場合には措置が可能です。

「やむを得ない事由による措置」で利用可能なサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の 7 つです。

### 〈養護老人ホームへの措置〉

65 歳以上の高齢者であって、環境上の理由(虐待含む)及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難で、早急に保護する必要があるものに対して、市町村は養護老人ホームへの入所措置を講じます。

この場合にも、養護者の同意は必要としませんが、高齢者の同意は判断能力がある場合に事実上必要となります。

### 〈面会の制限と解除〉

法第 13 条では、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置と養護委託による措置の場合には、市町村長又は養介護施設長の判断のもと、養護者と高齢者の面会を制限することができるかと規定されています。

面会制限の判断は、これまでの虐待の状況や養護者との面会で高齢者の心身へ悪影響が生じないか、養護者が高齢者を無理に連れ帰ろうとしないかなど、高齢者虐待防止と高齢者保護の観点からコアメンバーで慎重に協議をして決定します。ただ面会を制限するのではなく、面会制限を解除する要件や方法、定期的な評価時期についても決めます。

面会制限の解除についてもコアメンバーで判断を行い、面会する際の要件や段取り、役割分担などを明確に決め、高齢者の安全を確保しながら面会の場を設けようにします。

また、虐待があり、高齢者の生活費等の金銭を適切に管理できる人がおらず、高齢者又は親族からの成年後見制度利用申立ても期待できない場合には、市町村長による成年後見制度利用開始等の審判請求の必要性について協議します。（法第 9 条第 2 項、老人福祉法第 32 条）

### 〈成年後見制度の市町村長申立〉

対象者は、認知症、知的障害又は精神障害の状態にあり判断能力が不十分な者で、金銭管理、介護サービス等の利用契約手続き、成年後見制度の申立て等の協力ができる親族がいない者などです。

虐待対応では、経済的虐待を受けており養護者から高齢者の財産を守る必要がある場合やネグレクトがあり介護サービスの利用契約につなぐ必要がある場合などで上記対象者に該当する場合に市町村長申立てを行うこととなります。

コアメンバー会議では上記判断のほか、事実確認ができない場合などに行政権限での「立入調査」の実施の要否についても判断します。（法第 11 条第 1 項）

### 〈立入調査〉

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるが、調査や介入を拒否されて高齢者の安全が確認できない場合に、市町村長は、担当部局の職員に高齢者の居所に立ち入り、必要な調査をさせることができるというものです。状況に応じて警察へ協力依頼を行います。

### 《 Point 》

○虐待の有無や深刻度、緊急性、行政権限による行使などについては、管理職を含めたコアメンバーで組織的に判断します。

○高齢者を権利侵害から守るために、高齢者支援と養護者支援の二つの面から対応方針をコアメンバーで検討し、作成します。

○高齢者の判断能力が大きく低下していない限り、高齢者の意思が尊重された対応方針となるようにします。行政権限による「やむを得ない事由による措置」「養護老人ホームへの措置」などについても、高齢者の意思に沿って権限行使します。

### (5) 対応方針に沿った対応の実施

コアメンバー会議で決定した対応方針に沿って、虐待解消に向けた対応を実施します。対応時に気を付けることとして、高齢者の意思を無視した対応とならないよう、適宜、高齢者の意向を確認しながら高齢者の安心安全な生活に向けて支援を行います。

状況に応じて、関係機関へ協力を依頼することがあります。協力依頼する具体的な例としては、虐待解消のために在宅介護サービスの調整が必要な場合にケアマネジャーへ介護サービス調整依頼を行うことがあります。他にも、訪問介護事業所や通所介護事業所等へ高齢者の見守り継続と異変があった際に虐待対応メンバーへの早急な報告を依頼したり、やむを得ない事由による措置での介護サービス利用又は施設入所に関する協力依頼をしたりするなど、事案に応じて様々です。

また、高齢者だけでなく養護者の抱える課題が虐待発生要因の一つとなっている場合には、対応方針に沿って養護者支援を行います。法においても、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものと



すると規定されています。(法第14条第1項)

具体的な養護者支援の例としては、困窮している無職の養護者を、就労支援を行う関係機関へつなぎ就労に結びつけたり、金銭管理ができない精神疾患のある養護者へ成年後見制度利用のための支援を行ったり、養護者が介護の悩みを相談できる機関を紹介したりと様々です。

対応実施後は、すぐに虐待対応メンバーで実施内容を共有し、その後の対応の流れを協議します。

#### 《 Point 》

- 高齢者の意思を尊重したうえで、安全確保や権利擁護などの支援を行います。
- 虐待解消に向けた対応では、関係機関の連携・協力が不可欠です。
- 虐待をしている養護者を罰するのではなく、養護者自身の課題解決に向けて支援を行います。

#### (6) モニタリング

虐待対応メンバーと関係機関の対応実施状況を随時確認します。

そして、対応実施により高齢者および養護者の生活環境がどの程度整備されたか、虐待の対応方針を見直す必要はないかなどについて経過観察します。

虐待が解消していない場合は早急にケース会議を開き、虐待が継続的に解消している場合は評価会議を行います。

#### 《 Point 》

- 対応方針に沿った対応が実施されているか、必ず確認します。
- モニタリング時に虐待の深刻度が上がった場合は、早急に対応方針を見直し、虐待解消に向けた対応を急ぎます。

## (7) ケース会議

ケース会議では、対応状況の共有、虐待発生要因と課題の再分析、虐待の解消に向けた対応方針の見直しと対応計画の策定を行います。

状況に応じて、高齢者や養護者と普段から関わりのある関係機関にも会議参加を依頼し、多様な視点から意見や助言を受けたうえで、虐待解消に向けて行政として対応すべきことと各関係機関が協力できることを協議します。

協議のうえ策定した対応方針・計画に沿って対応を実施し、虐待が解消するまで繰り返します。

### 《 Point 》

○虐待が解消するまで何度もケース会議を開き、課題分析と対応方針・計画の見直しを行います。

○関係機関にもケース会議の参加を依頼することがあります。

## (8) 評価会議と終結

評価会議では、虐待対応の実施状況や行った対応が適切であったか、高齢者の安全が確保され権利が守られるようになったかを評価します。

虐待が解消されていない場合は、対応実施時に得られた新たな情報を整理し、虐待の発生要因や課題をさらに分析して対応方針・計画の見直しと実施を繰り返し行います。

高齢者が施設に入所して安全が確保され、高齢者の生活が安定した場合や、在宅介護サービスの導入や調整により再発防止のための支援体制が整った場合など、継続して虐待が解消されていることが確認されれば、コアメンバーで評価会議を開催し、虐待対応の終結を判断します。終結と判断した場合には、他の支援制度での関与継続や関係機関への引継ぎを行います。

### 《 Point 》

○虐待対応の終結は、高齢者の安全が確保されていることを十分に確認したうえで、コアメンバーで判断します。

○虐待対応は終結としても、その後の生活支援として関係機関への引継ぎ等行います。

## 【参考資料】

### ○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年法律第二百二十四号)

#### 目次

#### 第一章 総則(第一条—第五条)

#### 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条—第十九条)

#### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条—第二十五条)

#### 第四章 雑則(第二十六条—第二十八条)

#### 第五章 罰則(第二十九条・第三十条)

#### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

##### (定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十

三号)第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第一百五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護

施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員

をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に

規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ること

ができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財



産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日  
二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧

介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第一百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四・五 略

六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定(「同法第

八条第二十四項を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十条の二の二の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。))及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。))並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第四号口の改正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。))並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

(検討)

## 第二条

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 【参考文献】

・「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」令和5年3月 厚生労働省老健局

・「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」令和5年3月 厚生労働省老健局

・「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業 報告書」令和3年3月 公益社団法人日本社会福祉士会